

意匠分類記号	意匠分類の名称
D 6 - 5 1 0	収納棚、載置台

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
D 1 - 3 7 0	—	植木鉢台等
D 1 - 3 7 0 A	—	植木鉢台等(棚型)
D 2 - 3 3 4	—	脇机
D 2 - 3 9 0	—	テーブル、机、カウンター等部品及び付属品
D 2 - 4 0	—	載置台及びワゴンテーブル
D 2 - 4 1	—	載置台
D 2 - 4 1 A	—	載置台(テーブル型)
D 2 - 4 1 B	—	載置台(机型)
D 2 - 4 1 C	—	載置台(甲板無し型)
D 2 - 4 1 D	—	載置台(公衆電話置台型)
D 2 - 4 2	—	ワゴンテーブル等
D 2 - 4 2 B	—	ワゴンテーブル等(収納棚組み込み型)
D 2 - 5 1 0	—	収納棚等
D 2 - 5 1 1	—	収納棚
D 2 - 5 1 1 A	—	収納棚(一連細身型)
D 2 - 5 1 1 B	—	収納棚(二連中型)
D 2 - 5 1 1 C	—	収納棚(三連以上大型)
D 2 - 5 1 1 D	—	収納棚(正背面開放型)
D 2 - 5 1 1 E	—	収納棚(正面開放型)
D 2 - 5 1 1 F	—	収納棚(正面形状凹凸型)
D 2 - 5 1 1 G	—	収納棚(スタンド型)
D 2 - 5 1 1 H	—	収納棚(円卓型及び円筒型)
D 2 - 5 1 1 J	—	収納棚(隅棚型)
D 2 - 5 1 1 K	—	収納棚(正背面扉付き型)
D 2 - 5 1 1 L	—	収納棚(支柱パイプ型)
D 2 - 5 1 2	—	押入収納棚
D 2 - 5 1 4	—	組合せ収納棚
D 2 - 5 1 5	—	移動棚
D 2 - 5 2 0	—	たんす等
D 2 - 5 2 1	—	たんす
D 2 - 5 2 2	—	ロッカーたんす
D 2 - 5 2 3	—	引出したんす
D 2 - 5 3 0	—	キャビネット等
D 2 - 5 3 1	—	日用品収納キャビネット
D 2 - 5 3 1 A	—	日用品収納キャビネット(正面開放型)
D 2 - 5 3 1 B	—	日用品収納キャビネット(引出し型)
D 2 - 5 3 1 C	—	日用品収納キャビネット(戸付き又は扉付き)
D 2 - 5 3 1 D	—	日用品収納キャビネット(引出し付き, 戸付き又は扉付き)
D 2 - 5 3 1 E	—	日用品収納キャビネット(開放部付き, 引出し付き, 戸付き又は扉付き)
D 2 - 5 3 1 F	—	日用品収納キャビネット(正背面開放型)
D 2 - 5 3 1 G	—	日用品収納キャビネット(支柱パイプ型)
D 2 - 5 3 2 0	—	家庭電化製品収納キャビネット
D 2 - 5 3 2 1	—	音響機器収納キャビネット
D 2 - 5 3 2 1 A	—	音響機器収納キャビネット(スタンド型及びラック型)
D 2 - 5 3 2 1 B	—	音響機器収納キャビネット(箱型及び棚型)
D 2 - 5 3 2 2	—	テレビ収納キャビネット
D 2 - 5 3 2 3	—	厨房用家庭電化製品収納キャビネット
D 2 - 5 3 2 4	—	レコードキャビネット

D2 - 533	—	事務所用キャビネット
D2 - 533A	—	事務所用キャビネット(床置型)
D2 - 533AA	—	事務所用キャビネット(床置引出し型)
D2 - 533AB	—	事務所用キャビネット(床置型・戸付き又は扉付き)
D2 - 533AC	—	事務所用キャビネット(床置型・引出し付き・戸付き又は扉付き)
D2 - 533B	—	事務所用キャビネット(机上型)
D2 - 533BA	—	事務所用キャビネット(机上引出し型)
D2 - 533BB	—	事務所用キャビネット(机上型・引出し付き, 戸付き又は扉付き)
D2 - 534	—	サイドボード
D2 - 535	—	飾り棚
D2 - 550	—	ロッカー等
D2 - 551	—	ロッカー
D2 - 581C	—	収納かご(スタンド型)
D2 - 582	—	バスケットワゴン
H4 - 130	—	スピーカーボックス等

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C2 - 1900	置物等部品及び付属品
D5 - 11	収納棚付き厨房台
D5 - 1210	こんろ台
D5 - 1220	調理台
D6 - 42	水切り棚、簡易台等
D6 - 440	整理箱等
D6 - 441	収納かご
D6 - 55	げた箱等
D7 - 140	テーブル、机、カウンター
D7 - 141	テーブル、机、カウンター(机上棚と袖引き出し両方なし型)
D7 - 142	テーブル、机、カウンター(机上棚付き又は袖引き出し付き型)
F2 - 7100	事務用整理保管箱
F2 - 714	情報記録媒体整理保管具
F5 - 2103	商品陳列用具(床置載置台型)
F5 - 2104	商品陳列用具(床置棚型)
J7 - 24	医療用保管収納設備具(旧J7 - 24)
L3 - 2200	組立て物置

再掲載指示

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

食器棚	本棚	整理棚
押入整理棚	たんす	間仕切り整理棚
サイドボード	飾り棚	日用品用キャビネット
ファイリングキャビネット	事務用品キャビネット	ロッカー
コインロッカー	移動棚	脇机
バスケットワゴン	音響機器収納キャビネット	音響機器収納ラック
電子レンジ収納キャビネット	スピーカー置台	テレビ台
電話台	隅棚	

定義

- ・一般的生活、事務作業において使用する収納・載置等のための家具類の内、次の条件を満たすもの。床等に設置するもの。
 収納・載置する部分として、天板部、閉鎖しない棚部、開き扉付き収納空間部、引き戸付き収納空間部、引き出し部、シャッター扉付き収納空間、前倒し容器状収納空間の何れか、またはそれらの組み合わせで構成されたもの(各収納・載置部を構成する面が板状か網状か等は問わない)。
 収納・載置部が水切り棚等の小型・簡易な作りでないもの(小型・簡易なものはD6 - 42)。
 蓋状の板を前に倒して作業台部となる(例:ライティングビューロー)部分がないもの。作業台部と定義される部分が固定して組み込まれていないもの(作業台と収納・載置部が結合したものはD7 - 14代 = テーブル、机、カウンター)。ただし、スライド式に引き出せる作業台が付加されたものは、DタームのDGを付与する。
 電気製品、計量米びつ等が組み込まれたものの場合、形態上、家具類としての部分が主または同等であるもの。
- ・この分類には、下位に展開するD6 - 511 ~ 518に該当しないものを分類する。

【D6 - 511 ~ 518の分類の概要】

- ☞ D6 - 51代は、収納・載置部分の形態によって分類するが、扉のあるような場合、内部の形態でなく、外側の形態に従って分類する。
- ☞ ここで言う“天板部”とは、棚、載置台等の最上面を構成する概ねフラットな面部で、その面部の中間部または周辺部に、板状・柵状等の仕切り・囲い等の立ち上がり片がないもの。装飾としての立ち上がり片、または載せたものが滑り落ちないようにする程度の立ち上がり片が設けられている場合は“天板部”とする。
 立ち上がり片が本を立て掛けられるような態様かつ高さの場合は(装飾的でも)、“棚部”とする。
- ☞ ここで言う“引き出し部”には、ファイリングキャビネット等に見られるレール付きの深い収納部のものも含む。
- ☞ 優先関係は、510 ~ 514 < 515 < 516 < 517 < 518とする。

D6 - 510 収納棚、載置台等 = 以下のD6 - 511 ~ 515に該当しないもので、例えばシャッター扉又は前倒し容器状収納空間を有するもの。

引き出し、開き扉、閉鎖されない棚、引き戸のいずれか二以上があるもの。

D6 - 511 収納棚、載置台(引き出しのみ型) = 天板以外の収納部が全て引き出しのもの。

D6 - 512 収納棚、載置台(扉のみ型) = 天板以外の収納部が全て開き扉付き収納空間のもの。

D6 - 513 収納棚、載置台(棚のみ型) = 天板以外の収納・載置部が全て棚(閉鎖されない)のもの。

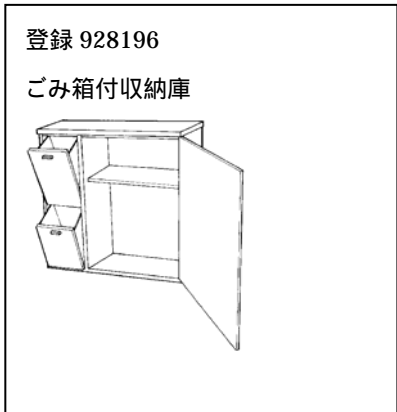
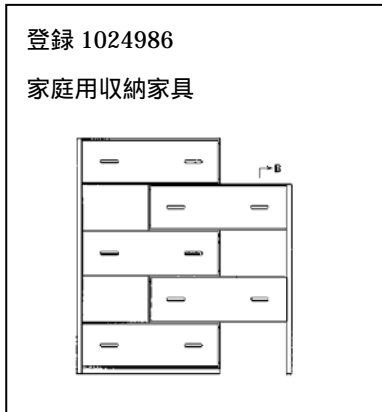
D6 - 514 収納棚、載置台(引き戸のみ型) = 天板以外の収納部が全て引き戸付き収納空間のもの。

D6 - 515 収納棚、載置台(両面収納型) = 正面、背面、側面のいずれか二面以上が収納・載置できるものの(棚の場合は、中に垂直等の仕切りがあって、両面から出し入れする態様のもの)

D6 - 516 収納棚(ロッカー型) = 二以上の収納空間が、基本的に全て扉付きの同一形態で、それらが接続し、その扉に錠がいているもの。収納空間の大きさ・形が異なっても、収納空間が多数接続し、それらの扉デザインが共通し特徴がある場合も含む。

D6 - 517 移動棚 = 一つの棚全体を床のレール等の上を移動させ出し入れするもの(棚の中に組み込まれた動く棚部分が有るものではない)。

D6 - 518 他物品付き収納棚 = 電気製品、計量米びつ等の収納・載置以外の機能を果たす部分が外観に表れるように組み込まれ、または結合され、形態上、家具類としての部分が主または同等であるもの(ただし、パーティション及び相対的に小さな照明が組み込まれていても他物品付きとしない。)



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・天板無しや収納空間無しの載置台はD6 - 43。
- ・箱、かごは D6 - 44代に分類する。脚がある1～3段程度の小規模な台、棚であって、主に風呂場・台所・シンク下・机上で使用されるものはD6 - 42に分類する。
- ・上記のD6 - 4代に該当するもの以外の大型の整理用具で、天板、棚板、かご、引き出しのいずれもないものはD6 - 500。
- ・商品陳列用具、商品陳列ケース、冷蔵用ショーケースはF5。
- ・固定した作業台部分を有する「パソコンラック」はD7 - 140～142のテーブル・机に分類する。
- ・室外に置く物置(=屋根付き)はL3 - 2200。
- ・パネル型テレビ用脚等のテレビに固着させる脚状のものはH7 - 6291またはH7 - 6292に分類する。
- ・脚がない又は収納空間のない電話台は、壁掛け型、机の上に置く載置型、机上または壁面に取付ける載置型のいずれでも、H7 - 4920。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- ・優先関係は、510～514<515<516<517<518
- ・テーブル、机との区別が形態上判然としない場合は、使用目的に従う。
- ・キャビネット型の書類整理等の事務専用で専用の特殊形態を持つものの部品(トレー型の引き出し)は暫定的にF2 - 71200に分類する。
- ・家庭電化製品収納キャビネットと称するものでも、電気電子機器を構成する各種の機能別パーツユニットを電気電子機器として機能するようにまとめて収納するための棚状の枠体で専用的形態特徴をもつものはH1 - 030。(要検討)

過去に分類した物品の名称		
電子計算機用載置棚	テレビゲーム収納ケース	電動回転棚
車椅子収納庫	コピー機用台	車両用キャビネット
病室用ロッカー	家庭用品載置台	衝立付きキャビネット
食器収納箱	日用品収納家具用ボックス	